

別記様式第一号（第五条関係）

特定農林水産物等の登録の申請

農林水産大臣 殿

年 月 日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり登録の申請をします。

（この申請書を提出する者（注1））

☐申請者（1に記載） ☐代理人（以下に記載）

住所（フリガナ）：（〒 ）

氏名又は名称（フリガナ）：

法人の場合には代表者の氏名及び役職：

電話番号：

（注1）

イ この申請書を提出する者が申請者である場合には、「☐申請者」にチェックを付し、本欄には記載せずに、「1 申請者」に記載する。

ロ この申請書を提出する者が代理人である場合には、「☐代理人」にチェックを付し、本欄に記載する。

1 申請者

（1）単独申請又は共同申請の別

☐単独申請 ☐共同申請

（2）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名及び役職（注2）

住所（フリガナ）：（〒 ）

名称（フリガナ）：

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：

ウェブサイトのアドレス（注3）：

（注2）共同申請の場合には、共同申請者を全員記載すること。

（注3）ウェブサイトがある場合にのみ記載すれば足りる。

（3）申請者の法形式：

2 農林水産物等の区分

区分名：

区分に属する農林水産物等：

3 農林水産物等の名称（注4）

名称（フリガナ）：

（注4）名称が複数ある場合には、全部記載すること。なお、日本国外への輸出を想定している場合には、輸出時に使用する名称についても併せて記載することができる。

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲（注5）：

（注5）併せて、生産地の位置関係を示す図面を添付することもできる。

5 農林水産物等の特性

（説明）

6 農林水産物等の生産の方法

（説明）（注6）

（注6）「説明」欄には、特性の付与又は保持のために行われる行為及び最終製品の画定に必要な情報を記載する。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

（説明）（注7）

（注7）5の品質、社会的評価等の特性が4の生産地の気候、風土等の自然的要因又は史実、風習、製法、立地等の人的要因からもたらされたことが説明できるよう、当該要因と当該特性との結び付きを記載する。

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

（説明）（注8）

（注8）申請農林水産物等の発祥、生産の開始時期、祭事や郷土料理等の地域の文化とのつながり、生産地内外の需要者の特性に関する認識等、当該特性が確立したものであることの理由を記載する。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

☐ 申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに該当する（注9）

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）:

法第13条第2項該当の有無（注10）:

☐ 法第13条第2項第1号に該当する

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称:

専用使用権者の承諾の年月日:

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当する

【商標権】

商標権者の承諾の年月日:

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称:

専用使用権者の承諾の年月日:

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第3号に該当する

【商標権】

商標権者の承諾の年月日:

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称:

専用使用権者の承諾の年月日:

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに該当しない
（注9）法第13条第1項第4号ロに該当する登録商標は全て記載すること。
（注10）該当する登録商標が複数ある場合は登録商標ごとに記載すること。

10 連絡先（文書送付先）

住所: (〒)

宛名:

担当者の氏名及び役職:

電話番号:

電子メールアドレス:

[添付書類の目録]

申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

- ☐ 1 明細書
- ☐ 2 生産行程管理業務規程
- ☐ 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類
- ☐ 4 法第2条第5項に規定する生産者団体であることを証明する書類
 - ☐ (1) 申請者が法人（法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。）の場合は、登記事項証明書
 - ☐ (2) 申請者が法人（(1)に該当する場合を除く。）の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款
 - ☐ (3) 申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款
- ☐ 5 外国の団体の場合は、誓約書
- ☐ 6 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書
- ☐ 7 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類
書類名（注11）：
- ☐ 8 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類
書類名（注11）：
- ☐ 9 申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類等
書類名（注11）：
- ☐ 10 申請農林水産物等の写真
- ☐ 11 法第13条第1項第4号ロに該当する場合には、商標権者等の承諾を証明する書類
- ☐ 12 前記3から9まで及び11の書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文（注11）書類が複数ある場合には、その全てを記載すること。